

## 平成18年度第2回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成18年11月15日(水) 午前10時～午前11時20分
場 所	秦野市役所 講堂
出席委員 ( 会長 )	風間正子、阿蘇佳一、横溝泰世、 田丸重彦、原 利一、松下雅雄、 高橋捷治、石原良美、安達 誠(木村博委員の代理出席)、玉川澄江、 小泉幸雄 11名
事務局等 出席者	都市経済部長 一寸木英夫 都市計画課長 浜野則彦 都市計画課都市計画班主幹 久保田智 都市計画課都市計画班主査 宇佐美高明 都市計画課主任主事 茂田康孝 秦野市伊勢原市環境衛生組合施設計画課施設計画班主幹 串田 浩
議 事	1 議案第2号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について(諮問 事項) 2 報告第1号 クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施 計画書について(報告事項)



まず、事前にお配りいたしました資料については、1ページが今年度の生産緑地地区の変更について、2ページが新旧対照表、3ページから5ページが変更に係る経緯及び理由の概要について、6ページから8ページが変更する生産緑地の位置図となっております。

平成18年度の秦野市全体の都市計画変更は、区域の廃止が8箇所、区域の拡大が1箇所、区域の縮小が4箇所、面積の変更が1箇所の合計14箇所となります。このことによりまして、平成18年度は、箇所数713箇所、面積は107ヘクタールとなり、平成17年度と比較しますと、箇所数では8箇所、面積では1.4ヘクタールの縮小となります。

今年度の生産緑地地区の変更理由については、次の4つとなります。

1つ目の理由として、主たる農業従事者が死亡したことにより、生産緑地法第10条に基づく買取り申出が行われ、農業関係部署などに斡旋いたしましたが、買い取り希望がないため、区域の廃止及び区域の一部が縮小になったものです。

2つ目の理由としまして、道路後退の整備に伴って区域の一部が縮小になったものです。

3つ目の理由として、市道の拡幅整備に伴って、区域の一部が縮小し、かつ、隣接の農地の所有権の移転等により区域が拡大したことによるものです。

4つ目の理由として、農地に隣接する畦畔の払い下げに伴う区域の拡大です。

これからの説明は、市内を西部、中央、東部と3分割に区切って御説明いたします。

まず、西部地域から御説明いたします。

箇所番号107について御説明いたします。場所は、堀川で、渋沢駅の北側約1キロメートル付近、「堀川公民館」の西側です。緑色で囲まれている区域は既存の生産緑地を表しております。本件は、主たる従事者が死亡したことにより、平成18年3月27日に買取りの申出がありましたが、買取りが行われず、平成18年6月27日に制限解除され、生産緑

地地区の全域、1,122平方メートルが廃止となりました。

続きまして、箇所番号195、197、680について御説明いたします。この3箇所は、同一の地主が所有しております。場所は、三屋で、渋沢駅の北東約1.8キロメートル付近、「水無瀬橋北側」、旧の「法務局前」の交差点の北側です。主たる従事者が死亡したことにより、平成18年5月1日に買取りの申出がありましたが、買取りが行われず、平成18年8月1日に制限解除されました。

個別の理由ですが、195は、緑色で示しておりますが、生産緑地地区のうち、一部、黄色で示している部分が廃止され、生産緑地地区の面積が縮小し、4,905平方メートルとなりました。縮小後の部分を赤色で示しております。番号197は、生産緑地地区の全域、2,855平方メートルが廃止となりました。

同じく番号680は、生産緑地地区の全域、2,634平方メートルが廃止となりました。

次に資料7ページの生産緑地地区について御説明いたします。

まず、箇所番号310について御説明いたします。場所は、西田原で、秦野駅の北西約2.2キロメートル付近、市道12号線「くずは台団地入口」バス停の北西側です。この生産緑地は、2名の地主から成っております。片方の主たる従事者が死亡したことにより、平成18年5月8日に買取りの申出がありましたが、買取りが行われず、平成18年8月8日に制限解除され、生産緑地地区、720平方メートルのうち、一部、406平方メートルが廃止となりました。さらに、残地部分の面積、314平方メートルは、生産緑地の面積要件である500平方メートルを満たさないため、全域が廃止となりました。

続きまして、箇所番号311について御説明します。場所は、西田原で、秦野駅の北東約2キロメートル付近、「くずは台団地集会所」の北側です。主たる従事者が死亡したことに伴い、平成17年8月18日に買取りの申出がありましたが、

買取りが行われず、平成17年11月18日に制限解除され、生産緑地地区、2,425平方メートルのうち、一部1,129平方メートルが廃止され、生産緑地地区の面積が縮小し、1,296平方メートルとなりました。

次に資料8ページの生産緑地地区について御説明いたします。

まず、箇所番号503と507について御説明いたします。場所は、鶴巻で、東海大学前駅の北約0.8キロメートル付近、東名高速道路「上ノ窪橋」の北西側です。この2箇所は、同一の地主が所有しております。主たる従事者の方が死亡したことにより、平成17年11月8日に買取りの申出がりましたが、買取りが行われず、平成18年2月8日に制限解除されました。503は、生産緑地地区の全域、2,404平方メートルが廃止となりました。507は、生産緑地地区の全域、1,011平方メートルが廃止となりました。

続きまして、箇所番号526、527、528について御説明いたします。場所は、北矢名で、東海大学前駅の北西約0.8キロメートル付近、東名高速道路「上ノ窪橋」の西側です。526と527は同一の地主が所有しております。

まず、528から御説明いたします。528は、主たる従事者が死亡したことにより、平成17年6月27日に買取りの申出がりましたが、買取りが行われず、平成17年9月27日に制限解除され、生産緑地地区、1,172平方メートルのうち、一部、1,159平方メートルが廃止となりました。残った区域を赤い斜線で囲って示しています。

続きまして、526について御説明します。

まず、平成18年3月に青色の線で示した箇所で市道の拡幅工事が行われたことにより、生産緑地地区、2,129平方メートルのうち、一部の区域、56平方メートルが縮小となりました。黄色で示しております。

さらに、先ほど説明をした528の地主との間で残存している生産緑地、赤い斜線で囲っている区域、113平方メートルについて、農地法第3条の手続きである所有権移転がさ

れました。その結果、526の区域は、57平方メートル拡大し、2,186平方メートルとなりました。今回の変更で、区域の縮小と区域の拡大が同時に行われたため、区域の変更といたします。このことにより、528は全域の廃止となりました。

続きまして、箇所番号527について御説明します。主たる従事者が死亡したことにより、平成18年5月1日に買取りの申出がありましたが、買取りが行われず、平成18年8月1日に制限解除され、生産緑地地区、912平方メートルのうち、一部、66平方メートルが廃止され、生産緑地地区の面積が縮小し、846平方メートルとなりました。今回の縮小する区域は、青線で示している東側隣接地で行われる環境創出行為、分譲地5戸に伴い、黄色の部分が道路用地の一部となっております。

続きまして、箇所番号571について御説明いたします。場所は、北矢名で、東海大学前駅の北西約0.4キロメートル付近、「北矢名児童館」の東側です。青線で示した箇所で、道路後退に伴う拡幅整備が行われたことにより、生産緑地地区3,437平方メートルのうち区域の一部、13平方メートルが縮小され、3,424平方メートルの区域となりました。縮小部分は、青色の丸枠の点線で表しています。

続きまして、箇所番号596について御説明いたします。場所は、南矢名四丁目で、東海大学前駅の南西約0.6キロメートル付近、「大根中学校」の西側隣接地です。主たる従事者が死亡したことにより、平成17年6月28日に買取りの申出がありましたが、買取りが行われず平成17年9月28日に制限解除され、生産緑地地区の全域、1,229平方メートルが廃止となりました。

続きまして、箇所番号614について御説明いたします。場所は、南矢名で、東海大学前駅の南西約0.9キロメートル付近、「矢名」交差点の北側です。既に指定されている生産緑地に隣接している畦畔、赤い斜線で囲っている区域、83平方メートルを払下げしたことにより、平成18年6月30日

に相続人より追加指定を行いたい旨の申出がありました。当該農地を指定することで、既に指定されている生産緑地地区614が整形化され、一団の農地として良好な都市環境の形成に寄与すると判断されるため、614の区域を拡大し、1,497平方メートルといたします。

なお、今年度は、平成18年6月16日から6月30日までの期間で生産緑地地区の追加指定要望の受付を行いました。要件を満たしていた農地は、この1箇所だけでした。

個別の変更の説明については、以上ですが、資料3ページから5ページに、詳しい内容が書いてありますので、後ほど御確認をしていただければと思います。

最後に、県との調整経過及び今後の予定について、御説明いたします。県との原案協議を9月中旬から下旬にかけて行いました。変更案の縦覧を10月16日から30日までの2週間行いましたが、縦覧者はございませんでした。本日の都市計画審議会に諮問し、答申を受けて、県との法定協議、県からの法定同意を得た後に、12月中に変更の公告を行う予定です。

以上で説明は終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 説明は終わりました。審議に入りたいと思います。委員の皆様、何か御意見、御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 何もございませんか。

(意見等なしの声あがる)

会 長 それでは、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長            それでは原案のとおり答申することに決定いたしました。  
                  答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じま  
                  すが、これに御異議ございませんか。

                  ( 異議なしの声あがる )

会 長            ここでの答申書の作成を省略させていただき、後日、皆様  
                  に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ござ  
                  いませんか。

                  ( 異議なしの声あがる )

会 長            御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。  
                  す。

会 長            次の議題( 2 ) 報告第 1 号の「クリーンセンター建設事業  
                  環境影響予測評価実施計画書について」を議題とします。  
                  事務局説明をお願いします。

都市計画課長    それでは、クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実  
                  施計画書の概要について御説明いたします。

                  なお、前半は、事業目的や実施区域の位置等の基本的な部  
                  分について御説明し、後半は本事業の概要について御説明い  
                  たします。

                  また、9月15日から10月30日までの46日間に本実  
                  施計画書の縦覧をいたしましたので、その結果について御報  
                  告いたします。

                  なお、お手元の資料は、実施計画書の抜粋になっておりま  
                  す。

                  まず、事業の名称は、「クリーンセンター建設事業」です。  
                  種類は、県の環境影響評価条例施行規則の規定の中で「廃棄  
                  物処理施設の建設」ということで、(1)は「新設」を表示して  
                  います。ちなみに(2)は増設です。

事業者につきましては、本事業が都市計画に定める事業ですので、県条例の規定により、都市計画決定権者であります秦野市が「事業者」に、事業を実施する秦野市伊勢原市環境衛生組合が「事業実施者」という位置付けになります。

続いて事業実施者となります「秦野市伊勢原市環境衛生組合」について御説明いたします。

その組織は、組合長が秦野市長、副組合長が伊勢原市長ということで、秦野市及び伊勢原市からの選出議員10名による議会も構成されています。

現在の組合の業務は、「し尿及びごみの処理並びに斎場の管理運営」の3つを行っています。なお、「ごみ処理」につきましては、収集運搬は、秦野市及び伊勢原市が担当し、中間処理以降を二市組合が担当しています。

なお、以後の説明については、秦野市伊勢原市環境衛生組合を二市組合という表記で説明します。

次に本事業の目的又は実施を必要とする理由です。

現在、両市の可燃ごみは、伊勢原市の三ノ宮にあります伊勢原清掃工場で焼却処理していますが、ここには昭和51年建設・稼働の日量180トン焼却施設と昭和60年建設・稼働の日量90トン焼却施設の2施設があります。このうち、180トン焼却施設は本年度で建設稼働から30年が経過し、老朽化が進んでおり、クリーンセンターはこれに代わる施設として、両市のごみを安全に安定的に処理するものであり、これが1つ目の目的です。

2つ目には、クリーンセンターは、循環型社会の形成を目指す中で、積極的な熱利用による発電等により、エネルギーの有効利用を推進すること。そして、現時点では「ストーカプラス灰溶融方式」と「流動床式ガス化溶融方式」の2つの処理方式で検討を進めていますが、どちらの方式でも焼却灰等の溶融による資源化を推進し、最終処分量の減量化を推進するものです。

次に用地選定の経過ですが、クリーンセンターについては、平成8年頃から二市組合を中心に検討を進め、両市及び二市

組合の議会にも協議を重ねながら、方向を決定してきました。

まず、本市域で用地選定を進めることになった経過としては、現伊勢原清掃工場の敷地内での建替えが困難であったことから、伊勢原清掃工場の一部を残して、クリーンセンターとの2施設体制で対応することとなり、用地につきましても、いろいろと議論を重ねてきた結果、伊勢原清掃工場を残しながら、さらに2つ目の清掃工場を伊勢原市内に設置することでは同市市民の理解を得ることは困難との理由等から、本市域内での設置とその選定業務も本市が引き受けることとなりました。

それから実際の用地選定作業については、詳細の説明は省略いたしますが、市内19箇所の調査対象地の抽出から、4箇所に絞込み、評価項目を設定して比較検討を行い、最終的には「曽屋加茂川地区」が持つ優位性を考慮して、「曽屋加茂川地区」を最終候補地として選定しました。

その後、地元交渉を続けてきましたが、地元住民のクリーンセンター建設反対運動により、土地区画整理事業の保留地をクリーンセンター用地として活用することの権利者の土地区画整理事業に対する同意の減少、伊勢原清掃工場の施設の老朽化などにより、平成15年3月に建設用地を変更し、組合施行の土地区画整理事業の保留地から、昭和45年に都市計画決定した汚物処理場・ごみ焼却場の3.5ヘクタールの区域に変更し、建設地を現し尿処理施設廃止後の跡地に変更いたしました。

次に実施区域の位置ですが、まず神奈川県における実施区域の位置です。実施区域があります本市は、神奈川県央の西部に位置し、平塚市をはじめとする2市5町に接しています。北方には神奈川の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下唯一の盆地を形成しています。

次に秦野市における位置ですが、秦野盆地の東端部の段丘上に位置しています。

なお、今回の事業の周知範囲としましては、この図では実

施区域は黒丸で表示していますが、あくまでも黒丸の実施区域から周囲3キロメートルということで、本市だけではなく、伊勢原市、平塚市及び中井町の一部が含まれています。

次に実施区域の都市計画の状況ですが、先ほど申し上げましたとおり、もともと昭和37年1月に秦野都市計画「汚物処理場・ごみ焼却場」として都市計画決定しています。当時、面積は約1.4ヘクタールでしたが、昭和45年3月に、面積を現在の約3.5ヘクタールに拡大する都市計画の変更をしています。

次に実施区域の土地利用の現況ですが、現時点では日処理量72キロリットルと100キロリットルの2つの施設があります。し尿処理施設の今後としましては、秦野市及び伊勢原市の単独公共下水道終末処理施設の機能を活用し、それぞれの市が事業主体となって下水道への投入施設を設置し、現し尿処理施設を廃止することとなっていますので、100キロリットル施設を廃止・解体して、クリーンセンターを建設するものです。

なお、72キロリットル施設については、し尿処理施設としては廃止しますが、建物自体は残す計画で、現時点では管理棟としての活用を検討しているところです。

土地利用の現況につきましては、区域の東側は山林などの自然的土地利用、西側は市街化が進んだ都市的土地利用がされています。区域区分の状況につきましては、東側は市街化調整区域、西側は第1種低層住居専用地域ということで市街化区域になっています。

次に、事業の概要について御説明いたします。

現在、処理方式としては、「ストーカ式焼却プラス灰溶融方式」と「流動床式ガス化溶融方式」の2つの方式で検討しているところです。本実施計画書におきましては、影響の大きい方式を対象として評価項目の選定及び調査方法等を整理しています。

実施区域の面積は、約35,000平方メートルで、これは都市計画決定区域です。

1日当たりの処理能力は、どちらの方式もごみの処理量としては、約200トンですが、ストーカ式焼却プラス灰溶融方式は、焼却後の焼却灰等を溶融炉で処理しますので、処理能力としてはこの分が24トンプラスされ、約224トンということになります。

また、施設規模の算定については、クリーンセンターは、当面は伊勢原清掃工場90トン焼却施設との2施設体制で進めます。しかしながら、90トン焼却施設も稼働から本年度21年が経過し、クリーンセンター完成時には更新計画についても検討する必要があると考えています。今後、改めて更新計画を定めますが、現時点では90トン焼却施設の更新施設としては、厨芥類資源化施設、中でもバイオガス施設を想定し、クリーンセンターの施設規模については、将来的の厨芥類資源化施設での処理量をあらかじめ見込んで算定しています。

次に土地利用計画です。

まず、実施区域は点線で囲んだ約3.5ヘクタールの区域です。土地の形状は東西方向に長く、南北方向に短い、また、西側、市街地側から東側、山側に向かって、緩やかな上り傾斜になっていますので、こうした地形の特徴を踏まえ、約4,800平方メートル、短辺が約43メートル、長辺が約110メートルの工場棟を東西方向に配置し、諸設備の基本的な配置として、西側、市街地側から、順にプラットホーム、ごみピットといったごみの受入・供給設備、燃焼設備、ガス冷却、排ガス処理設備、そして山側に煙突を配置する計画です。進入路としては、現況の市道63号線から進入できるように、ごみ収集車両と一般車両の動線を分けて、入口を2箇所設置します。

また、南側の緑地、現況は主に山林といった状況にありますが、ここは土地の改変は行わず、既存緑地として残す計画です。

次に、それぞれの面積と構成比です。造成区域としては、既存棟と既存緑地を除く、全体の51.4パーセントに当たる

18,000平方メートルという状況です。

次に断面計画ですが、上の断面図がさきほどの土地利用計画図の中で表示している東西方向の「A - A断面」で、下の断面が南北方向の「B - B断面」です。

基本的に現況地形を活用して、土地の改変区域を最小限に抑え、既存の斜面の切土は限られたごく一部で行う程度としています。

現況の市道63号線から進入できる高さを設定し、計画基準高を現況の標高92メートルと西側の地盤を6メートル低い86メートルの2段に設定しています。

また、建物についても、周辺の景観との調和に配慮し、山側に向かって徐々に高くしていく考え方です。

次に施設全体計画ですが、工場棟は高さ約35メートルを設定しており、これは現在想定している2つの方式のどちらでも対応できるものです。

焼却炉については、日量約200トンの処理能力に対して、100トン炉2基で計画し、発電施設としては2,800キロワットを想定しています。

また、ごみピットは処理能力に対して、7日分の貯留が可能な容量を設定し、煙突については59メートルを設定しています。

次にプラント整備計画の諸元ですが、2つの処理方式の緒元です。違いとしては、ストーカ式の場合には、焼却灰等の熔融炉の能力が増えること、排ガス量が若干多いことなどがあげられます。それぞれの方式の特徴は御覧のとおりです。

次に公害防止に係る計画目標値ですが、大気質については、法規制値等よりも厳しい数値を設定しています。また、騒音、振動、悪臭、水質については、法令等の規制値を目標値としています。

次に環境保全計画ですが、これは計画目標値を達成するために現時点における対策の基本的な考え方を示したものです。

大気汚染防止対策としては、排ガス処理設備として、集じん機と乾式の消石灰吹き込み方式を採用し、バグフィルタ後

段に脱硝装置を設置します。

また、そのほか騒音、振動、臭気対策についても、実施区域が市街地に近接していますので、適切な対策を講じて、周辺への影響を最小限にするように努めます。

次に給水及び排水計画ですが、プラント用水は井水を、生活用水は上水道を利用します。

既存のし尿処理施設におきましても、し尿等の希釈水などで、日量1,000立方メートルの井水を、図に示しました2箇所の井戸から取水しています。クリーンセンターでも引き続き取水する計画ですが、プラント用水は、日量200立方メートル程度となりますので、現状より取水量は減少します。

次に排水計画ですが、プラント排水はクローズドシステムとし、排水処理後に再利用します。ごみピット排水については、焼却炉内の高温部に噴霧して蒸発させて燃焼処理を行います。

洗車排水及び生活排水については、浄化槽で処理後、実施区域の西側を流れる西沢へ放流する計画です。

次に電力等エネルギー供給計画ですが、先程も触れましたが、2炉稼働時には、2,800キロワットの発電を想定し、場内使用電力2,000キロワットと想定しておりますので、余剰電力は売電も想定しています。

また、収集計画については、1日当たりの収集車両台数は平均で約100台、ピーク日で約180台を想定しています。

なお、収集車両の主要ルートは県道秦野二宮線からのアクセスを想定しています。

次に事業実施工程ですが、本事業は既存の建物100キロリットル施設の解体後に、造成工事、クリーンセンター建設工事を実施する段取りとなり、工事期間としては約3年を想定しています。現時点での目標としては、平成21年度に着工、23年度末の完成を目指しているところです。

最後に評価項目の選定結果ですが、表中にありますように、本事業の実施に伴う工事中、工事完了後、供用開始後の環境影響要因を設定し、評価項目としては13項目を選定しまし

た。

本事業が廃棄物焼却施設の建設事業であることから、大気汚染を中心に、また、実施区域に隣接して弘法山公園があることから、景観、レクリエーション資源なども選定しました。

なお、評価項目として選定しなかった理由や具体的な調査計画等につきましては、本日は時間の関係もあり、説明は省略させていただきますが、お手元のお知らせの4ページを後ほど御覧いただければと思います。

次に、縦覧結果ですが、この「クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施計画書」につきましては、8月16日に神奈川県知事に提出をし、その後県の審議機関であります、専門家20名で構成する環境影響評価審査会に諮問がされております。

そして、9月15日から10月30日までの46日間縦覧を実施し、周知を図りました。この縦覧は、県が定める周知範囲であります伊勢原市、平塚市、中井町の2市1町及び本市の公共施設を中心に行いましたが、期間中に40名の方が実施計画書の縦覧にお見えになりました。意見書の提出としては、77名から88件の御意見をいただいたところでございます。

この提出された意見は、大気や景観などに関する意見が中心ですが、今後、県は提出された意見や関係市町長の意見、さらに環境影響評価審査会の答申を考慮して、審査意見書を作成し、事業者である秦野市に送付することになります。

今後は、審査意見書の標準的な審査期間が約6か月ですので、順調に進みますと19年2月頃には審査意見書の送付がされると見込んでいます。本市としては、この審査意見書を尊重し、必要があれば「実施計画書」を見直し、環境に与える影響について、調査・予測・評価を行うという流れになります。

以上で、実施計画書の概要及び縦覧結果についての説明を終わります。

会 長 御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

阿 蘇 委 員 懸念していることは、伊勢原の清掃工場の耐震補強だけで、5億円ほどが掛かっていると思います。そして、平成23年に出来上がるということですが、建設費が100億円くらい掛かると聞いています。国、県、市が2007年問題を含め、財政が思った以上に逼迫している状況の中で、計画どおりに進めていかなければいけないけれども、進められるのかどうかといったことを心配しています。また、人口減少社会を迎えますが、秦野のごみ減量はどうか。計画のとおりに進めていくということですがその辺の見直しが入っているのかどうか。大枠で結構ですので、わかれば教えていただきたい。

二市組合施設計画班主幹 施設の財源のお話がありました。国の補助の関係が昨年度から、従来の補助金から交付金制度に変わって、循環型社会形成推進地域交付金で事業費の3分の1を交付するということになりました。事業費と申しましても、全額が交付金の対象になりませんので、その中で、交付金の対象となる事業費の3分の1が出るということになります。現在、交付金をいただく前提条件となります循環型社会形成推進地域計画を作成している最中でございます。基本的にこの交付金が3分の1ですから当然賄い切れない部分があるわけですが、その残りにつきましては、借金にはなりますが、できる限りの起債のメニューを拾いながら一般財源を極力少なくして、秦野市と伊勢原市の負担の部分を減らしていきたいと考えています。

次に、伊勢原清掃工場の耐震補強のお話がありました。本年度にクリーンセンターの建設を見越した中での耐震補強工事を実施していくという考えを持っているところでございます。

会 長 総事業費の回答の方はいかがでしょうか。

都市計画課長 一般論ですが、焼却炉によりまして単価が違いますけれどもストーカ式の方がトン当たり約4千7百万円くらい、流動床式の方がトン当たり約5千2百万円くらいで、平均しますとトン当たり約5千万円ほどになりますので、先ほど委員からお話がありました約100億円というのが概ねの金額ではないかと思えます。

会 長 人口減少に伴うごみ減量の関係はいかがでしょうか。

二市組合施設計画班主幹 人口減少につきまして、クリーンセンターの施設規模を算定するに当たりまして、人口推計をしていかなければいけないわけですが、一昨年度秦野市の総合計画上の人口の見直しがされたところでありますので、この人口を使わせていただきながら、ごみ資源化率、減量化率を考慮して、全体の施設規模というものをしております。

阿 蘇 委 員 国、県、市の財政状況が借金も多くあり苦しい中で、平成23年まで時間もあり、いろいろなことが懸念されるわけですから計画を立てながら、臨機応変に少しでもお金をかけない方法で進めていたただければありがたいと思えます。

安達代理委員 今後の都市計画上の手続きはどうなっていますか。

都市計画課長 都市計画上の手続きに関しましては、現在、汚物処理・ごみ焼却場として都市計画決定してある区域でございますので、こういった施設は位置を指定しないとできないわけですから、こちらはすでに特定してあるわけですので、建てるに当たりましては何の問題もないという認識を持っております。ただ、都市計画の手続きといたしましては、汚物処理、ごみ焼却場と2つの処理機能があるわけですが、汚物処理場の機能を移転して、その跡地にごみ焼却場を建設するわけですので、都市計画的には変更という手続きが必要になってきます。軽微な修正で済むのか、都市計画の変更になるのかは今後、県の

都市計画サイドと十分調整を行い進めていきたいと考えています。

安達代理委員 計画の中で、建物はすべて市街化調整区域ですか。

都市計画課長 すべて市街化調整区域です。

安達代理委員 市街化調整区域での建物について高さの制限はありますか。

都市経済部長 ございません。

会 長 建物の高さは何メートルですか。

都市計画課長 建物は35メートルで、煙突が59メートルです。

横溝委員 縦覧ではどのような意見が出ていたのですか。また、意見についてはどのような形で公表していくのですか。

都市計画課長 意見につきましては、今まとめをしている最中でございます。まだ、まとめきっておりませんが、多くの意見は大気汚染、景観に関する意見でした。また、環境の影響に対するもの以外の方が多かった状況でした。内容につきましては、クリーンセンターはいらぬのではないかと御指摘でした。  
この縦覧は神奈川県環境影響評価条例に基づいて行っていますので、どのような形で意見を公表できるのかについては、今後県と調整していきたいと考えています。

会 長 県条例に基づき、県の環境影響評価審査会で行っていますので、本来の所管は県ですので、本日は、私どもには縦覧の結果報告ということです。

横溝委員 手続きについては、十分承知しているところです。結果的には、県の環境影響評価審査会で審査されるわけですが、秦

野市都市計画審議会として何ができるのかと感じています。縦覧の関係も私たちがいろいろ審議し上申して、その後、県で審査するというのが筋道ではないかと思うところがあります。報告を聞いているだけでは意味をなさないのではないかと思います。

会 長 県の環境アセスメントのフローチャート図のようなものはありますか。

都市計画課長 ございます。

会 長 もしよろしければ、まずしっかり組み立てておいて、私たちがどこでどういうことができるかということをお説明いただければ回答になるのではないかと思います。手続き以外に私たちに何ができるのかということは、ここの主体性の問題だと思います。

横 溝 委 員 今会長からお話があったとおりです。秦野市都市計画審議会として何を議論して何を方向付けしたらいいのかということが、もう少し明確になればと思っています。

都市計画課長 秦野市都市計画審議会として、環境アセスメントにどのようなアクションが起こせるのかといいますと、全体の流れを申しますと、実施計画書が第1段階ということで、第2段階が予測評価書案、次が予測評価書、最後にできあがったものという第4段階で概ね3年かかるということです。環境アセスメントの部分の都市計画審議会との関わりにつきましては、直接的な関係はなく、基本的には県の環境影響評価審査会にすべて諮問しながら、県からの答申を市町村長が受け入れて、いろいろな評価書案の直しをして最終的に終わると認識しています。私どもとしては、都市計画審議会の委員さんに焼却処理施設のような大規模な都市計画施設については、どのような手続きで進んでいるのかということをお事前に報告さ

せていただいて御理解をいただくということが非常に重要ではないかということで、本日御報告をさせていただきました。

都市計画審議会の前に環境審議会というのがありまして、これも同じよう位置付けで、御報告をさせていただいております。

会 長 ほかにございますか。

安達代理委員 ごみの処理能力の問題ですが、秦野市、伊勢原市で排出される量がこの区域で賄いきれる大きさなのでしょうか。以前、区域の拡大をしていますので、今後さらに拡大するということはないのでしょうか。

都市計画課長 200トンの規模は、ストーカ式、流動床式ともに対応できるような配置の計画になっております。区域拡大につきましては、当初、人口増加に伴いまして秦野、伊勢原両市から排出されるし尿処理の量が多くなったということで、当初、100キロリットル施設がありましたが、72キロリットル施設を増設したときに区域の拡大をいたしました。

二市組合施設計画班主幹 クリーンセンターができますと、その時点では、クリーンセンターの200トンと伊勢原清掃工場には今180トンと90トンの2施設がありますが、そのうち180トンの方は廃止し、90トンの方は当面は存続する形で、200トンと90トンの290トンの2施設の体制でしばらくは進みます。しかし、90トンの施設も昭和60年にできた施設ですので、すでに20年を経過しています。90トンの方も更新しなければいけないということになってくるわけですが、その段階で、次の施設は焼却施設が良いのかということが議論になってくると思います。組合では、生ごみの資源化の施設に何らかの形で切り替えていかなければ時代に即していかないのではないかという考えを持っていますので、90トンの更新の段階では厨芥類の資源化施設というものを想定しながら、そ

